

「日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」
記入要領

原案作成終了時にご提出をお願いしております「日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」は、JIS原案申出の際に著作権の扱いについて確認するために必要となる書類です。

以下の要領で1 原案につき1 部作成し、電子データ（Word）をご提出いただけますよう、お願いいたします。

1. 団体住所・団体名・代表者名をご記入ください。

※第三者と共同で原案を作成した場合、下記の該当する方のご対応をお願いいたします。

①原案作成団体及び第三者が著作権を保有する

→原案作成団体及び第三者が別々に著作権確認書を作成し、ご提出ください。（原案作成団体と連名の著作権確認書ではなく、別々に作成をお願いいたします。）

②原案作成団体のみが保有する（第三者が著作権を保有しない）

→原案作成団体のみ著作権確認書を作成し、ご提出ください。

2. 団体名・規格番号・規格名称

標題の下の文章中に団体名・規格番号・規格名称をご記入ください。

※制定の場合は団体名・規格名称のみで結構です。

（変更された場合は、公募応募時点での名称ではなく最終案の規格名称をご記入ください）

※改正の場合は、**現行の規格名称**をご記入下さい。

※団体名には当協会名をご記入いただく必要はございません。

3. 著作権の帰属

本原案の著作権の帰属について確認し、該当する方にチェックを付けてください。

4. 著作物の使用に関する承諾等

JIS 原案が、JIS以外、かつ、国際規格（ISO、IEC 又はISO/IEC規格）以外の著作物を利用したものである場合は、当該著作物の原著作権者の存在を明らかにし、当該著作物の使用に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けた上で、ご記入ください。

5. 本件に関する連絡先

最後に本件に関するご連絡先をお願い致します。

以上